

令和5年度第1回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年4月18日
場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和5年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和5年4月18日(火) 午後2時06分
3. 閉 会 日 時 令和5年4月18日(火) 午後2時40分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

7. 会議に付した案件

- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 令和4年度十和田市農業委員会事業報告について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第5号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 報告第6号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第7号 農用地利用配分計画の認可について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第3号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第4号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

15番 野崎 さち子 君 17番 力石 堅太郎 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻田 修一郎	事務局 次長	安本 宗徳
事務局 農地係長	村中 健大	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 推進監	高橋 克彦	事務局 主査	東 浩治
事務局 主査	佐々木 徳幸	事務局 主事	佐藤 菜奈

10. 書 記

事務局 主事 佐藤 菜奈

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年4月10日に告示招集いたしました、令和5年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 野崎 さち子 委員、17番 力石 堅太郎 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。2ページです。十和田市農業委員会事務局職員の令和5年3月31日付け及び令和5年4月1日付け人事異動を、令和5年3月28日付けで専決処分しております。はじめに、3月31日付けの発令に係る異動です。事務局長 横岡 聖一が早期退職となりました。出向となる職員は、事務局農地係長 小笠原 満が農林畜産課課長補佐へ異動となりました。次に、4月1日付けの発令に係る異動です。出向により任命となる職員は、農林畜産課課長補佐 櫻田 修一郎が事務局長に、再任用により高橋 克彦が事務局推進監となりました。また、事務局主査 村中 健大が農地係長に昇任となりました。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第2号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）3ページをお願いします。報告第2号、令和4年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件です。令和4年度の事業の実施状況について、主なものを説明いたします。4ページです。農業委員会の概要についてですが、（1）令和5年3月31日現在、農業委員は定数19人に対し18人が在職、農地利用最適化推進委員については、定数14人に対し定数どおり14人が在職しております。（2）事務局職員は、定数12人に対し9人となっております。（3）会議の開催状況につきましては、総会、全員協議会、議案検討会議が各12回、勉強会は3回開催いたしました。5ページです。2. 農地対策事業についてです。（1）権利の移転、設定、転用関係です。表①農地法第3条による所有権移転、賃借権等の設定の合計は168件、約103.5ヘクタールとなり、昨年度より10件、約3.8ヘクタールの増となりました。表②基盤法による所有権移転は、合計27件、約21.5ヘクタールで、昨年度と比較し件数は13件の減、面積は8.1ヘクタールの減でした。表③農地中間管理事業による賃貸借、使用貸借は、173件、約133.32ヘクタールとなり、昨年度と比較し件数は50件の減となっておりますが、面積は9.4ヘクタールの増としました。6ページです。表⑥の農地法第4条、第5条による転用の意見送付は、合計66件、約9.5ヘクタールで、昨年度と比較し21件8.4ヘクタールの減となりました。表⑧の農地法第5条転用許可の申請取下げが1件、営農型発電設備の廃止報告が1件ございました。また、⑨新規就農者へのヒアリングは3件でした。7ページです。（3）農用地利用調整会議は15回開催し、調整件数は29件、3.5ヘクタールでした。（4）諸証明、意見書交付関係です。表①から8ページにかけて、表⑦までの各種証明書、意見書の件数についてはご参照願います。8ページです。⑧農地法第2条第1項による非農地判断は、79件19.5ヘクタールでした。⑨特定農地貸付けに関する農地法の特例は、市民農園に係るもの1件です。9ページです。（5）④遊休農地実態調査については、農地法第30条の規定により利用状況調査（農地パトロール）を毎年行うこととされており、令和4年度は8月29日から31日までの3日間実施しました。また、農地パトロールの結果、再生可能の区分と判定された農地について、所有者に対し文書や聴き取りにより利用意向調査を実施しました。令和4年度に解消された遊休農地は、非農地判断19.5ヘクタールを含めて、合計95筆約22.4ヘクタールとなりました。この結果、令和4年度末時点の遊休農地は、91筆約18.3ヘクタールとなっております。

⑥農地流動化の促進に係る取り組み（農地あっせん）についてです。申込件数は累計で63件、このうち令和4年度にあっせんが成立した件数は12件でした。10ページです。3. 農業振興対策事業への取り組み状況です。（1）農地の利用集積や担い手の確保・育成と経営確立の支援のうち、⑥農業後継者対策につきまして、若手農業者向け資質向上セミナーを3回開催、交流会を1回開催しており、男性9名女性7名が参加し、1組のマッチングが成立しております。⑦農業者年金への加入推進につきましては、加入推進部長及び農業委員の積極的な推進活動を行い、7名の新規加入となり目標を達成することができました。11ページです。令和5年3月31日現在の農業者年金の加入状況は、表のとおりとなっております。（2）地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開についてです。①移動農業委員会については2回開催、大深内地区と伝法寺地区で開催し、農地の貸借や売買、農業者年金等についての説明を行っており、先ほどの農業者年金新規加入者7名のうち3名は、移動農業委員会での個別相談から加入に結びついております。12ページです。（3）情報提供・広報活動の強化につきましては、①「のうぎょうと農業委員会」を広報とわだに3回掲載するとともに、市のホームページを随時更新し、委員会活動の情報提供に努めております。②全国農業新聞の購読者数は、令和5年3月31日現在116名となっております、前年度比6名の増となっております。（4）農政・研修活動の実施についてですが、農作業労働賃金の標準額については、アンケートによる実態調査や関係団体との検討を行い、3月に公表しております。農業・農政に関する勉強会につきましては、総会、全員協議会終了後に3回開催しました。開催内容については下表のとおりです。13ページです。（イ）国内農業視察研修は、3年ぶりということで10月と11月の2回に分けて実施しております。10月26日から28日にかけて東京、群馬、埼玉方面へこちらは4名が参加しております。また、11月29日から30日にかけて宮城県へ、こちらには10名が参加し他県の農業事情や最の農業技術等についての研修を行いました。（ウ）ですが、8月に予定されていた上十三地区農業委員会研修会等につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため中止となっておりますが、青森県農業委員会大会は11月に開催され3年ぶりに参加しております。以上で、令和4年度の事業報告を終わります。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）14ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の

規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は15ページから16ページです。まず、農地法によるものが、15ページ、合計5件8筆14,131平方メートルです。今後の意向は、1番は贈与、2番は別人と貸借の予定、3番は別人と売買の予定、4番は農地として管理、5番は別人と農地中間管理機構をとおして貸借の予定です。次に、農地中間管理事業によるものが16ページの合計2件3筆7,648平方メートルです。今後の意向は、1番、2番共に自ら耕作予定です。協力金の返還はございません。なお、1番の貸借人が亡となっているのは、貸借人が解約後に死亡したことによるものとなっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）17ページをお願いいたします。報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は18ページから19ページです。今回は、合計4件40筆103,289平方メートルで、すべて相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はございません。取得後の内容は、貸借、自ら耕作、一部農地として管理などとなっています。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）20ページをお願いいたします。報告第5号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。買受人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。21ページです。十和田市における公売に係るもので、令和5年3月16日開催の第12回総会議案第61号で承認を得ております。許可書は4月10日に交付しております。落札価格は281,000円となって

おります。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第6号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）22ページをお願いいたします。報告第6号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。23ページです。今回の照会は、2件2筆805平方メートルです。2件とも現地調査を4月10日に実施し、法務局への回答を4月11日付けで行っております。1番の場所は、三本木小学校から北に約100メートルの地点です。申請地は住宅地の敷地と一体となっており、相当長期間農地としての利用実績がなく、税務課の課税台帳上も宅地であることから非農地と判断しております。2番について、こちらの申請地には昭和51年建築の建物があり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）24ページをお願いいたします。報告第7号、農用地利用配分計画の認可について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和5年3月22日です。内容は25ページから26ページです。賃借権の設定で、合計4件14筆113,004平方メートルです。利用権の設定期間は、1番と4番が5年、2番と3番が3年となっています。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、奥山委員、山崎委員の3名です。令和5年4月10日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

(_____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 退席)

再開 午後2時24分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を開きます。

議 長（杉山秀明君）次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）27ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は28ページから34ページです。先ほど、報告第3号でご報告いたしました合意解約後の権利設定に係る案件は、所有権移転の28ページ5番と31ページ11番です。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。10番
小田 正喜 委員お願いいたします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の申請は、所有権の移転11件、賃借権の設定15件、使用貸借による権利の設定1件の合計27件です。所有権の移転は、28ページ2番から29ページ7番までが売買によるもの、29ページ8番が子への贈与、9番が親戚への贈与、30ページ10番が子への贈与、31ページ11番が知人への贈与、12番がいとこへの贈与によるものです。賃借権の設定は、32ページ1番から34ページ15番までが労力不足によるものです。使用貸借による権利の設定は、34ページの16番が労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると認められます。

報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時27分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）35ページをお願いいたします。議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について。租税特別措置法施行令第40条の7第2項の規定により、別紙の被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて審議を求める件です。36ページです。相続税の納税猶予に関するもので、1件4筆4,692平方メートルです。4月10日に現地確認を行っております。東三番町の土地は三本木小学校の北約100メートル地点で、証明を求める者の自宅に隣接しております。東十三番町の16-6、16-17の畑2筆は、カケモ三小通り店の北西約100メートルで、東十三番町27-1は、カケモ三小通り店の北西約200メートルです。これらの対象農地は耕起されており、農業上の利用がされていること、今後は申請者自ら農業を営むとの申告があることから、証明書の交付

は妥当であると判断されます。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第2号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時30分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）37ページをお願いいたします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は38ページから39ページです。今回は、所有権移転が3件8筆17,922平方メートル、使用貸借による権利設定が1件9筆22,917平方メートル、合計4件17筆40,839平方メートルです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（大平靖四郎君）所有権の移転の1番及び3番の調整内容を報告します。1番は

令和5年3月22日午後2時、3番は同日午後3時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）次に、東部地区 山端 至誠 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（山端至誠君）所有権移転の2番の調整内容を報告します。令和5年3月22日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）山端推進委員ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君）使用貸借による権利の設定の1番の調整内容を報告します。本件は、農地中間管理機構が所有する農用地等を貸し付けるものです。調整の結果、条件等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）ただいま、各委員の皆様からご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第3号は、要請することに決定いたしました。

議 長(杉山秀明君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

(_____ 委員 着席)

再開 午後2時35分

議 長(杉山秀明君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長(杉山秀明君) 次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長(櫻田修一郎君) 40ページをお願いいたします。議案第4号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は41ページから47ページです。まず賃借権の設定は41ページから45ページで、合計10件37筆79,110平方メートルです。利用権の設定期間については、出し手から機構、機構から受け手をそれぞれ10年に設定するものが1番から3番及び8番から10番で、5年に設定するものが4番から7番です。次に使用貸借による権利設定は、46ページから47ページで、合計4件5筆30,655平方メートルです。すべて新規の権利設定です。出し手から機構への期間及び機構から受け手への期間は、1番、2番が10年、3番が5年、4番が3年となっております。今回協力金の対象はございません。以上です。

議 長(杉山秀明君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第4号は決定することにしたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）48ページをお願いいたします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は49ページです。今回は、合計2件2筆2,120.6平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。1番の転用事由は、農地を売買で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、コメリパワー十和田店から南に約250メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。2番ですが、こちらにつきましては令和4年3月14日から令和5年4月20日の期間で既に一時転用の許可が出されているものでありますが、新型コロナウイルスの影響等により、資材、機材の納期がずれ込み、工期が当初予定より遅れているため、約半年間の一時転用について再度申請するものです。場所は、旧松陽小学校から北東に約300メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にありいずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。9番 奥山 博 委員お願いいたします。

報告委員（奥山博君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の申請は合計2件です。令和5年4月10日午前9時、調査員3名で現地調査を行い、午後1時30分市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので許可相当と認められます。報告は以上であります。

議 長（杉山秀明君）奥山委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和5年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時40分 —————